

＜全宅管理マガジン＞ Vol.12 (2012.3)

重要 国土交通省「賃貸住宅標準契約書」の改訂について

「賃貸住宅標準契約書」は、平成5年に賃借人の居住の安定の確保と賃貸住宅の経営の安定を図るため、住宅賃貸借の標準的な契約書の雛型として作成されたものです。

今般、国土交通省では、賃貸借当事者間の紛争の未然防止等の観点から、条項の改訂、解説コメントの追加などを行い、「賃貸住宅標準契約書」(改訂版)を作成しました。国土交通省ホームページに改訂の概要が公表されており、本会ホームページに国土交通省ホームページへのリンクを貼っておりますので、ご確認下さい。

なお、今回の改訂を踏まえ、本会の契約書書式も改訂作業中であり、出来上がり次第、おってお知らせいたします。

トピックス1：国土交通省「賃貸住宅管理業者登録制度」登録事業者について

国土交通省は、「賃貸住宅管理業者登録制度」における登録の手続等を定めた登録規程と、賃貸住宅管理業務を遂行する上で遵守すべき一定のルールを定めた賃貸住宅管理業務処理準則を、平成23年9月30日に公布し、本制度が平成23年12月1日より施行されております。

登録状況につきまして、平成24年1月31日時点で登録が完了した730社の名簿が、国土交通省ホームページで公表されておりますので、ご確認いただければと思います。

トピックス2：電話法律相談（無料）のご案内

本会顧問弁護士による、賃貸管理に関する電話法律相談を隔週月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）に実施しております。出来るだけ多くのご相談に対応するため、相談回数は1日1回、相談時間は1回15分以内、相談内容は1回につき1件でお願いいたします。

なお、会員確認のため会員番号（ユーザーIDと同じ5桁の数字）をお伺いいたしますので、あらかじめご用意下さい（会員番号が不明の場合はお調べいたします）。

【3・4月の法律相談日】3月5日（月）、19日（月）／4月2日（月）、16日（月）

午後1時～4時（最終受付：午後3時50分）

《協会からのお知らせ》

本会は、旧法人である賃貸不動産管理業協会より財産・事業の譲渡を受け、平成23年4月1日より一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会として事業を開始しており、現在、約5000会員となっている状況でございます。

現在、本会では協会ロゴマークの検討を進めており、デザイン等が確定次第、店頭掲示用ステッカー等を製作していきたいと考えております。

ここからはお願いでございますが、旧法人から継続してご入会いただいている会員の方で、旧法人で配布いたしましたハトマークチンタイステッカー等を店頭に掲示していただいている方や、会社ホームページや名刺等に旧法人の名称を残している方は、取り外し、名称変更等のご対応方をお願いいたします。

【問い合わせ先】一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 事務局

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

（電話）03-3865-7031 （FAX）03-5821-7330 （Eメール）zentakukanri@bz01.plala.or.jp